

店長・管理者の皆さんへ

ディスプレイとして通路に複数の台座を置いて、機種・台番号・最高出玉（枚数）の表示を行う是非について

県内のホールにおいて、遊技客席から離れた通路に、複数台の脚付き台座を置いて、その上に台玉や枚数の多い機種を表示している事例が散見されます。

その表示方法について、質疑を寄せられ、組合で是非について検討した結果、次の禁止事項に該当すると認められますので即刻改善して下さい。

◎ ガイドラインに抵触する

詳細：ガイドライン（第2版）

5 禁止とする広告宣伝の内容

(4) 遊技結果に関する広告宣伝

- ・ ディスプレイとして過去の出玉数に基づいて玉箱を通路等に積むなど、一部の遊技結果を著しく目立たせること。

※ ガイドラインにより禁止とする広告宣伝の具体例



ディスプレイとして過去の出玉数に基づいて玉箱を通路等に積むなど、一部の遊技結果を著しく目立たせることは、遊技機性能に比して多くの遊技球等の獲得が容易であるように誤認させるおそれがあり、通達の「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示」に該当するおそれがあると考えられるため、禁止とする。

(注) 該当するホールにあっては、**是正勧告**を受ける前に直ちに改善するようにして下さい。